

第109期 定時株主総会 招集ご通知

開催日時

2020年6月26日(金曜日)
午前10時(受付開始 午前9時00分)

開催場所

東京都港区芝公園二丁目5番20号
ホテル メルパルクTOKYO 5階「瑞雲」

書面(議決権行使書)による議決権行使期限
2020年6月25日(木曜日)
午後5時まで

目次

招集ご通知

株主総会参考書類

(添付書類)

- 事業報告
- 連結計算書類
- 計算書類
- 監査報告

株主総会会場ご案内図

藤倉化成株式会社

証券コード 4620

証券コード 4620
2020年6月2日

株 主 各 位

東京都板橋区蓮根三丁目20番7号
藤倉化成株式会社
取締役社長 加藤大輔

第109期定時株主総会招集ご通知

拝啓 株主の皆さまには格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第109期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますのでご通知申し上げます。

新型コロナウイルスの感染拡大の状況を踏まえまして、株主の皆さまの安全確保及び感染拡大防止のため、株主の皆さまにおかれましては可能な限り書面により事前に議決権行使をいただきますようお願い申し上げます。

また、当日ご出席される株主の皆さまにおかれましてはマスクの着用等の対策のご検討をお願いいたします。

書面による事前の議決権の行使にあたっては後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2020年6月25日（木曜日）午後5時までに到着するようにご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2020年6月26日（金曜日）午前10時
 2. 場 所 東京都港区芝公園二丁目5番20号
ホテル メルパルクTOKYO 5階「瑞雲」
 3. 目的事項
報告事項
 1. 第109期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第109期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）計算書類の内容報告の件
- 決議事項
第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）9名選任の件
以 上

当日ご出席の方へ

1. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を切り離さずに、会場受付にご提出ください。
2. 代理人がご出席される場合には、議決権行使書用紙のほか委任状も併せて会場受付にご提出ください。
(代理人は、定款の定めにより、当社の議決権を有する株主の方1名に限ります。)
3. **新型コロナウイルスの感染拡大の状況により、本総会の開催日時、開催場所等の運営に変更が生じる場合がございます。運営に変更が生じた場合は、当社ウェブサイト (<http://www.fkkasei.co.jp>) に掲載いたしますのでご出席の際はご確認ください。**

書面により議決権を行使される方へ

当日ご出席されず、書面により議決権を行使される場合、議案に対する賛否を表示される際には、次の点にご留意ください。

1. 同封の議決権行使書用紙を必ずご使用ください。
2. 議案に対し賛否の表示をされないときは、賛成の意思の表示があったものとして取扱わせていただきます。

-
1. 株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正をすべき事情が生じた場合は、インターネットの当社ウェブサイト (<http://www.fkkasei.co.jp>) において、修正後の事項を掲載させていただきます。
 2. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当期の期末配当につきましては、安定的な配当継続を図り、今後の収益予想・財務体質強化のための内部留保、設備投資、研究開発投資及び海外拠点の充実等の将来の事業展開を勘案し、下記のとおりといたしたいと存じます。

記

1. 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその額
当社普通株式1株につき金8円 総額254,633,312円
中間配当金と合わせ、年16円となります。
2. 剰余金の配当が効力を生じる日
2020年6月29日

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）9名選任の件

現在の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（9名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役9名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案について、監査等委員会で検討がなされ、各候補者は当社の取締役として適任であるとの意見表明を受けております。

取締役候補者は、次のとおりです。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位及び担当
1	加藤大輔	代表取締役社長 再任
2	上田彦二	常務取締役 鷲宮事業所長、化成品事業部長 メディカル材料部担当 再任
3	下田善三	常務取締役 管理本部長 監査室・関連会社（国内）担当 再任
4	梶原ひさし久	取締役 コーティング事業部長 関連会社（海外）担当 再任
5	わたなべひろあき	取締役 佐野事業所長 品質保証部・環境安全部・輸出管理室・ CSR推進室担当 再任
6	たかのまひろ	取締役 塗料事業部長 関連会社（塗料事業三販社）担当 再任
7	わたなべさとし聡	取締役 電子材料事業部長 再任
8	たなかおきむ治	社外取締役 再任 <input type="checkbox"/> 社外 <input type="checkbox"/> 独立
9	ながはまよういち	社外取締役 再任 <input type="checkbox"/> 社外 <input type="checkbox"/> 独立

再任：再任取締役候補者 **社外**：社外取締役候補者 **独立**：独立役員候補者

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当会 社の株式数
1	加藤大輔 (1954年5月1日) 再任	1977年4月 当社入社 2000年4月 当社コーティング事業部営業部長 2005年6月 当社取締役コーティング事業部長 2009年7月 当社取締役 RED SPOT PAINT & VARNISH CO.,INC. 社長 2012年6月 当社常務取締役電子材料事業部長 2013年4月 当社代表取締役社長(現任)	38,000株
【取締役候補者とした理由】 加藤大輔氏は、2013年から当社代表取締役社長に就任して以来、当社グループの経営を牽引しており、その豊富な経験や実績、幅広い知識と知見をもとに、当社グループの持続的な成長と企業価値向上に寄与されることが期待できるため、取締役候補者いたしました。			
2	上田彦二 (1951年8月17日) 再任	1974年3月 当社入社 1996年7月 当社化成事業部第一技術部長 2001年4月 当社化成部長 2003年6月 当社取締役化成部長 2003年7月 当社取締役化成事業部長 2009年6月 当社常務取締役鷺宮事業所長兼化成事業部長(現任) (担当) 鷺宮事業所長、化成事業部長、メディカル材料部担当	38,800株
【取締役候補者とした理由】 上田彦二氏は、当社において鷺宮事業所長兼化成事業部長として研究開発部門及び化成事業部門を担っており、その豊富な経験や実績、幅広い知識と知見をもとに、当社グループの持続的な成長と企業価値向上に寄与されることが期待できるため、取締役候補者いたしました。			
3	下田善三 (1954年9月14日) 再任	1978年4月 当社入社 2002年5月 当社経理部長 2007年7月 当社管理本部副本部長兼経理部長 2009年6月 当社取締役管理本部長 2013年6月 当社常務取締役管理本部長(現任) (担当) 管理本部長、監査室・関連会社(国内)担当	33,200株
【取締役候補者とした理由】 下田善三氏は、当社において管理本部長として管理部門を担っており、その豊富な経験や実績、幅広い知識と知見をもとに、当社グループの持続的な成長と企業価値向上に寄与されることが期待できるため、取締役候補者いたしました。			

候補者 番号	ふり 氏 (生年月日) がな 名	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当会 社の株式数
4	かじ 梶 わら 原 ひさし 久 (1959年10月7日) 再任	1982年4月 当社入社 2004年4月 当社コーティング事業部名古屋営業所長 2007年7月 当社コーティング事業部副事業部長兼名古屋営業所長 2009年6月 当社取締役コーティング事業部長（現任） (担当) コーティング事業部長、関連会社（海外）担当 (重要な兼職の状況) 株式会社中京ペイントサービス 社長 藤倉化成塗料（天津）有限公司 董事長 藤倉化成（佛山）塗料有限公司 董事長 上海藤倉化成塗料有限公司 董事長	25,700株
【取締役候補者とした理由】 梶原久氏は、当社においてコーティング事業部長としてコーティング事業部門を担っており、その豊富な経験や実績、幅広い知識と知見をもとに、当社グループの持続的な成長と企業価値向上に寄与されることが期待できるため、取締役候補者いたしました。			
5	わた 渡 なべ 邊 ひろ 博 あき 明 (1954年12月26日) 再任	1981年4月 当社入社 2003年7月 当社電子材料事業部技術部長 2007年7月 当社電子材料事業部電材生産部長 2010年10月 当社電子材料事業部副事業部長兼電材生産部長 2013年6月 当社取締役電子材料事業部長 2015年6月 当社取締役佐野事業所長（現任） (担当) 佐野事業所長、品質保証部・環境安全部・輸出管理室・CSR推進室担当	17,500株
【取締役候補者とした理由】 渡邊博明氏は、当社において佐野事業所長として生産部門を担っており、その豊富な経験や実績、幅広い知識と知見をもとに、当社グループの持続的な成長と企業価値向上に寄与されることが期待できるため、取締役候補者いたしました。			

候補者 番号	ふり 氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当会 社の株式数
6	たかのまさひろ 高野雅広 (1958年5月1日) 再任	1982年4月 当社入社 2008年4月 当社塗料事業部技術部担当部長 2010年7月 当社塗料事業部生産部長 2012年7月 当社塗料事業部副事業部長兼技術部長 2013年6月 当社取締役塗料事業部長(現任) (担当) 塗料事業部長、関連会社(塗料事業三販社)担当	17,200株
【取締役候補者とした理由】 高野雅広氏は、当社において塗料事業部長として塗料事業部門を担っており、その豊富な経験や実績、幅広い知識と知見をもとに、当社グループの持続的な成長と企業価値向上に寄与されることが期待できるため、取締役候補者いたしました。			
7	わたなべさとし 渡邊聡 (1959年7月16日) 再任	1984年4月 当社入社 2007年7月 当社電子材料事業部技術部長 2013年7月 当社電子材料事業部技術部長兼電材生産部長 2014年4月 当社電子材料事業部技術部長 2015年6月 当社取締役電子材料事業部長(現任) (担当) 電子材料事業部長	11,100株
【取締役候補者とした理由】 渡邊聡氏は、当社において電子材料事業部長として電子材料事業部門を担っており、その豊富な経験や実績、幅広い知識と知見をもとに、当社グループの持続的な成長と企業価値向上に寄与されることが期待できるため、取締役候補者いたしました。			
8	たなかおさむ 田中治 (1952年8月12日) 再任 社外 独立	1980年4月 弁護士登録(第一東京弁護士会) 2007年6月 当社社外監査役 2015年6月 当社社外取締役(現任)	15,000株
【社外取締役候補者とした理由】 田中治氏は、弁護士として専門的な知識・経験等を有しており、コンプライアンスの観点から当社グループの経営全般に対して提言をいただくことにより、当社グループのコーポレートガバナンスの強化が期待できるため、社外取締役候補者いたしました。 なお、同氏は社外役員となること以外の方法で企業経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断いたしました。			

候補者 番号	ふり 氏 (生年月日) がな 名	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当会 社の株式数
9	なが 長 はま 浜 よう 洋 いち 一 (1950年1月1日) 再任 社外 独立	1973年4月 藤倉電線株式会社（現社名株式会社フジクラ）入社 1999年7月 同社経理部長 2003年6月 同社取締役 2005年4月 同社取締役 経営企画室長 2006年4月 同社取締役常務執行役員 コーポレート企画室長 2008年4月 同社取締役常務執行役員 スタッフ部門統括、コーポレート企画室長、輸出管理室長 2009年4月 同社代表取締役社長 2014年4月 同社代表取締役社長 エネルギー・情報通信カンパニー統括 2016年4月 同社代表取締役会長 2018年6月 同社相談役 2019年6月 当社社外取締役（現任） (重要な兼職の状況) 藤倉コンポジット株式会社 社外取締役	1,000株
<p>【社外取締役候補者とした理由】</p> <p>長浜洋一氏は、株式会社フジクラの代表取締役社長を務めていた経験から企業経営等の豊富な経験や実績、幅広い知識と知見を有しており、当社グループの経営全般に対して提言をいただくことにより、当社グループのコーポレートガバナンスの強化が期待できるため、社外取締役候補者いたしました。</p>			

- (注) 1. 田中 治氏及び長浜洋一氏は、社外取締役候補者です。
2. 田中 治氏は、阿部・田中法律事務所に所属しており、当社は阿部・田中法律事務所との間で法律顧問契約を締結しておりますが、その報酬金額は年間500万円未満です。
また、同氏の当社社外取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって5年となります。
3. 長浜洋一氏が代表取締役社長、代表取締役会長を務めていた株式会社フジクラは2018年8月31日に製品の一部における品質管理に関わる不適切事案が判明した旨、公表しました。
また、同氏の当社社外取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって1年となります。
4. その他の候補者と当社の間には特別な利害関係はありません。
5. 当社は、田中 治氏及び長浜洋一氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。なお、両氏が再選された場合には、当該契約を継続する予定です。
6. 当社は、田中 治氏及び長浜洋一氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
両氏が再選された場合には、当社は引き続き両氏を独立役員とする予定です。

以 上

(添付書類)

事業報告

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国の経済は、当初は設備投資の増加や所得・雇用環境の改善により緩やかな回復基調で推移しておりました。しかし、2019年11月に発生した新型コロナウイルスの世界的な感染拡大の影響により景気は大幅に下押しされており、今後も予断を許さない状況が続くものと思われま

す。海外におきましても、新型コロナウイルスにより各国の経済活動が大きな影響を受けており、この状況は今後も続くものと思われま

す。このような環境の下、当連結会計年度の売上高は531億7百万円（前連結会計年度比3.8%減）となり、営業利益は17億5千万円（同39.7%減）、経常利益は19億9千万円（同37.2%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は12億3千5百万円（同39.3%減）となりました。

■コーティング事業

連結売上高 221億1千7百万円（前連結会計年度比8.5%減）

連結営業利益 5億4千万円（前連結会計年度比64.2%減）

プラスチック用コーティング材（『レクラック』・『フジハード』など）を取扱うコーティング部門におきましては、主力の自動車向け分野での需要が国内市場、海外市場ともに低調に推移いたしました。スペシャリティコーティング分野ではホビー用塗料の需要は堅調に推移しましたが、化粧品容器用塗料の売上が低調に推移し売上高は前年度をやや下回りました。

■塗料事業

連結売上高 133億1千8百万円（前連結会計年度比2.9%増）

連結営業利益 8億6千1百万円（前連結会計年度比2.7%減）

建築用塗料を取扱う塗料部門におきましては、新築住宅向け市場の需要が堅調に推移いたしました。一方、リフォーム向け市場では消費増税や台風19号の影響により需要が低調に推移いたしました。

■電子材料事業

連結売上高 30億2千万円（前連結会計年度比10.0%増）

連結営業利益 1億5千2百万円（前連結会計年度比59.3%増）

導電性ペースト材（『ドータイト』）などを取扱う電子材料部門におきましては、海外でのパソコン向け市場の需要が堅調に推移した結果、売上高は増加いたしました。

■化成品事業

連結売上高 39億6千万円（前連結会計年度比1.7%増）

連結営業利益 3億1千7百万円（前連結会計年度比16.7%増）

『アクリベース』の商品名で販売する機能材料やトナー用レジン、メディカル材料などを取扱う化成品部門におきましては、粘着剤などを取扱う機能材料分野では、壁紙向け粘着材の需要が堅調に推移いたしました。

トナー用レジンを取扱う化成品分野では、国内市場の需要は落ち込みましたが、海外市場での需要が堅調に推移いたしました。

■合成樹脂事業

連結売上高 107億9千1百万円（前連結会計年度比7.0%減）

連結営業損失 1億1千9百万円（前連結会計年度は1億4千1百万円の営業利益）

子会社藤光樹脂株式会社などが取扱うアクリル樹脂の原材料・加工品の販売におきましては、カーエレクトロニクス分野向けの製品の売上は堅調に推移しましたが、新型商品の良品率が上がりず収益が圧迫されました。また、液晶テレビ向け製品の需要は低調に推移いたしました。

(2) **設備投資の状況**

当連結会計年度中に実施いたしました設備投資額の総額は、14億9千5百万円で、その主なものは以下のとおりです。

・当社佐野事業所 製造設備等	4億2千9百万円
・当社佐野事業所 倉庫群新築工事(*)	2億7千1百万円
・当社試験研究機器	1億5千8百万円

- (*) 当案件につきましては、現在も建築工事は続いており来期竣工予定です。
上記金額は発生ベースの金額のため、来期も建築工事費用を計上予定です。

(3) **資金調達の状況**

当連結会計年度について、特記すべき事項はありません。

(4) **今後対処すべき課題**

今後の経済見通しにつきましては、国内、海外ともに新型コロナウイルスの感染拡大の影響により世界的な経済活動が停滞しており、現時点では収束時期の見通しも立っておらず、引き続き予断を許さない状況が続くものと思われま

す。当社グループにおきましては、コーティング事業におけるグローバルな事業展開を加速させており、米国、欧州、ASEAN諸国、中国及びインドにおいて現地法人を設立し、「藤倉化成グローバルネットワーク」として、製品の供給体制網の整備を行っております。

更なる生産体制の強化を図るため、ベトナムで進めておりました自社工場建設用地の取得が完了し、インドネシアにおきましても新たな工場用地の購入を決定いたしました。今後も供給体制の整備に努めてまいります。

国内におきましては、当社のメイン工場である佐野事業所のリニューアルを進めており、生産体制の強化、生産効率の向上を図ってまいります。

今後も株主の皆さまやお客様の信頼に応え持続的な成長を遂げられるよう製品の供給体制と技術開発に注力していく所存です。

株主の皆さまにおかれましては、今後ともなお一層のご支援、ご指導を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 当社グループの財産及び損益の状況

区 分	(単位)	第106期 2017年 3月期	第107期 2018年 3月期	第108期 2019年 3月期	第109期 (当期) 2020年 3月期
売 上 高	(千円)	62,779,555	57,431,211	55,207,031	53,107,417
経 常 利 益	(千円)	3,348,467	2,808,452	3,168,657	1,990,077
親会社株主に帰属する 当期純利益	(千円)	2,399,840	2,000,778	2,032,610	1,234,651
1株当たり当期純利益	(円)	74円95銭	62円86銭	63円86銭	38円79銭
総 資 産	(千円)	50,017,721	51,893,803	51,940,015	50,814,181

(6) 当社の財産及び損益の状況

区 分	(単位)	第106期 2017年 3月期	第107期 2018年 3月期	第108期 2019年 3月期	第109期 (当期) 2020年 3月期
売 上 高	(千円)	18,427,094	18,437,494	18,470,084	18,201,426
経 常 利 益	(千円)	1,600,209	1,481,977	1,613,841	1,691,245
当 期 純 利 益	(千円)	1,516,553	1,180,003	1,325,357	1,443,992
1株当たり当期純利益	(円)	47円36銭	37円07銭	41円64銭	45円37銭
総 資 産	(千円)	27,914,041	28,659,546	28,587,901	28,404,436

(7) 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 親会社の状況
該当ありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の議 決 権 比 率	主要な事業内容
フジケミ東京株式会社	48百万円	100.0%	塗料の卸販売
フジケミ近畿株式会社	48百万円	100.0	塗料・化成品の製造販売
フジケミカル株式会社	48百万円	100.0	塗料・化成品の製造販売
藤光樹脂株式会社	40百万円	51.0	合成樹脂及びその原材料・ 加工品の販売
FUJIKURA KASEI (THAILAND) CO.,LTD.	30百万 バーツ	64.6	塗料の製造販売
FUJIKURA KASEI MALAYSIA SDN. BHD.	4百万 リンギット	80.0	塗料の製造販売
藤倉化成塗料(天津)有限公司	8,600千元	40.0	塗料の製造販売
藤倉化成(佛山)塗料有限公司	13,999千元	40.0	塗料の製造販売
上海藤倉化成塗料有限公司	69,000千元	40.0	塗料の製造販売
上海藤光塑料有限公司	1,655千元	51.0	合成樹脂及びその原材料・ 加工品の販売
香港藤光有限公司	2百万 香港ドル	51.0	合成樹脂及びその原材料・ 加工品の販売
FUJICHEM, INC.	65,300千 USドル	100.0	北米におけるコーティング 事業関連の市場・技術動向 の調査
RED SPOT PAINT & VARNISH CO., INC.	107千 USドル	100.0	塗料の製造販売
Fujichem Sonneborn Ltd	125千 英ポンド	100.0	塗料の製造販売

(注) 藤倉化成塗料(天津)有限公司、藤倉化成(佛山)塗料有限公司及び上海藤倉化成塗料有限公司における当社の議決権比率は100分の50以下ですが、実質的に支配しているため子会社といたしました。

(8) 主要な事業内容 (2020年3月31日現在)

事 業 区 分	事 業 内 容
コーティング事業	プラスチック用コーティング材等の製造販売
塗料事業	建築用塗料等の製造販売
電子材料事業	導電性樹脂塗料及び導電性接着剤等の製造販売
化成品事業	トナー用レジン等及び機能性樹脂ベース等の製造販売
合成樹脂事業	合成樹脂及びその原材料・加工品の販売

(9) 当社グループの主要な営業所及び工場 (2020年3月31日現在)

藤倉化成株式会社	本社	東京都板橋区
	本社事務所	東京都港区
	佐野事業所	栃木県佐野市
	鷺宮事業所	埼玉県久喜市
	名古屋営業所	愛知県東海市
	久喜物流センター	埼玉県久喜市
フジケミ東京株式会社 (子会社)	本社	東京都中央区
フジケミ近畿株式会社 (子会社)	本社	大阪府大阪市北区
	枚方工場	大阪府枚方市
フジケミカル株式会社 (子会社)	本社	福岡県福岡市中央区
	遠賀工場	福岡県遠賀郡遠賀町
藤光樹脂株式会社 (子会社)	本社	東京都中央区
FUJIKURA KASEI (THAILAND) CO.,LTD. (子会社)	本社	タイ国サムットプラーカーン県
FUJIKURA KASEI MALAYSIA SDN. BHD. (子会社)	本社	マレーシア国セランゴール州
藤倉化成塗料(天津) 有限公司(子会社)	本社	中国天津市
藤倉化成(佛山)塗料 有限公司(子会社)	本社	中国広東省
上海藤倉化成塗料 有限公司(子会社)	本社	中国上海市
上海藤光塑料有限公司 (子会社)	本社	中国上海市
香港藤光有限公司 (子会社)	本社	中国香港
RED SPOT PAINT & VARNISH CO.,INC. (子会社)	本社	米国インディアナ州
Fujichem Sonneborn Ltd (子会社)	本社	英国エセックス州

(10) 従業員の状況 (2020年3月31日現在)

① 当社グループの従業員の状況

事業区分	従業員数	前期末比増減
コーティング事業	796人	18人減
塗料事業	190人	10人増
電子材料事業	50人	2人増
化成品事業	88人	3人増
合成樹脂事業	40人	5人減
全社(共通)	119人	7人増
合計	1,283人	1人減

(注) 1. 従業員数には、臨時雇用者を合計で3人含んでおります。

2. 全社(共通)と記載されている従業員数は、特定の事業に区分できない管理部門に所属しているものです。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
428人	19人増	40.7歳	15.8年

(注) 従業員数には、臨時雇用者を2人含んでおります。

(11) 主要な借入先の状況 (2020年3月31日現在)

借入先	借入金残高
株式会社三井住友銀行	1,491百万円
株式会社みずほ銀行	1,090百万円

2. 会社の株式に関する事項（2020年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 84,000,000株
 (2) 発行済株式の総数 32,716,878株
 （自己株式887,714株を含む）
 (3) 当期末現在の株主数 3,448名
 (4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株 式 会 社 フ ジ ク ラ	65,762百株	20.6%
BBH FOR FIDELITY LOW-PRICED STOCK FUND (PRINCIPAL ALL SECTOR SUBPORTFOLIO)	26,641	8.3
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	13,300	4.1
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	11,758	3.6
BBH BOSTON FOR NOMURA JAPAN SMALLER CAPITALIZATION FUND 620065	11,432	3.5
藤 倉 コ ン ポ ジ ッ ト 株 式 会 社	6,065	1.9
極 東 貿 易 株 式 会 社	5,840	1.8
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	5,500	1.7
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口5）	5,318	1.6
GOVERNMENT OF NORWAY	5,248	1.6

(注) 1. 当社は、自己株式を887,714株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

2. 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

3. 表示単位未満を切捨てて表示しております。

- (5) 単元株式数 100株

3. 新株予約権等に関する事項

該当ありません。

4. 会社役員に関する事項（2020年3月31日現在）

(1) 取締役の氏名等

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	加藤大輔	
常務取締役	上田彦二	鷺宮事業所長、化成品事業部長、メディカル材料部担当
常務取締役	下田善三	管理本部長、監査室・関連会社（国内）担当
取締役	梶原久	コーティング事業部長、関連会社（海外）担当 株式会社中京ペイントサービス 社長、藤倉化成塗料（天津）有限公司 董事長、藤倉化成（佛山）塗料有限公司 董事長、上海藤倉化成塗料有限公司 董事長
取締役	渡邊博明	佐野事業所長、品質保証部・環境安全部・輸出管理室・CSR推進室担当
取締役	高野雅広	塗料事業部長、関連会社（塗料事業三販社）担当
取締役	渡邊聡	電子材料事業部長
社外取締役	田中治	弁護士
社外取締役	長浜洋一	株式会社フジクラ 相談役 藤倉コンポジット株式会社 社外取締役
取締役 （常勤監査等委員）	西須祐三	
社外取締役 （監査等委員）	中光好	藤倉コンポジット株式会社 相談役
社外取締役 （監査等委員）	渡邊孝	公認会計士

- (注) 1. 当社は、2019年6月27日開催の定時株主総会の決議により、同日付で監査等委員会設置会社へ移行いたしました。
2. 取締役田中 治氏、長浜洋一氏、中 光好氏及び渡邊 孝氏は、社外取締役です。
3. 取締役田中 治氏は、弁護士の資格を有しており、法律に関する相当程度の知見を有しております。
4. 取締役（監査等委員）渡邊 孝氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 情報収集その他監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために、取締役（監査等委員）西須祐三氏を常勤の監査等委員に選定しております。
6. 当社は、社外取締役全員を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
7. 取締役長浜洋一氏は、株式会社フジクラの相談役を2020年3月31日をもって退任しました。

(2) 事業年度中に退任した取締役

氏名	退任日	退任事由	退任時の地位及び重要な兼職の状況
宮城秋男	2019年6月27日	任期満了	社外取締役 株式会社フジクラ 特別顧問 藤倉コンポジット株式会社 社外取締役

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額としております。

(4) 取締役及び監査役の報酬等の総額

区分	支給人員(名)	支給額(百万円)
取締役(監査等委員を除く)	10	190
取締役(監査等委員)	3	21
監査役	3	6
(うち社外役員)	(5)	(23)
合計	16	218

- (注) 1. 上記には、当事業年度中に退任した取締役および監査役を含めております。
2. 当社は、2019年6月27日開催の定時株主総会の決議により、同日付で監査等委員会設置会社へ移行しております。監査役に対する報酬等の額は監査等委員会設置会社移行前の期間に係るものであり、取締役(監査等委員)に対する報酬等の額は監査等委員会設置会社移行後の期間に係るものであります。
3. 支給人員の合計につきましては、延べ人数を記載しておりますが、実際の支給対象者は13名(うち社外役員5名)であります。
4. 取締役(監査等委員を除く)の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
5. 取締役(監査等委員を除く)の報酬限度額は、2019年6月27日開催の第108期定時株主総会において、年額3億6千万円以内(うち社外取締役分年額3千万円以内、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない)と決議いただいております。
6. 取締役(監査等委員)の報酬限度額は、2019年6月27日開催の第108期定時株主総会において、年額6千万円以内と決議いただいております。
7. 当社は、2007年6月28日開催の第96期定時株主総会終結の時をもって取締役及び監査役の役員退職慰労金制度を廃止し、同株主総会終結後引き続いて在任する取締役及び監査役に対しては、役員退職慰労金制度廃止までの在任期間に対(5)(5)する役員退職慰労金を各氏の退任時に贈呈することを決議しております。

(5) 社外役員に関する事項

- イ. 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
- ・該当事項ありません。
- ロ. 他の法人等の社外役員等としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
- ・取締役長浜洋一氏は、株式会社フジクラの相談役です。なお、当社は株式会社フジクラとの間に製品販売等の取引関係がありますが、その金額は当連結売上高に対して1%未満です。なお、同氏は2020年3月31日をもって、株式会社フジクラの相談役を退任しました。
 - ・取締役長浜洋一氏は、藤倉コンポジット株式会社の社外取締役です。なお、当社は藤倉コンポジット株式会社との間に製品販売等の取引関係がありますが、その金額は当連結売上高に対して1%未満です。
 - ・取締役（監査等委員）中 光好氏は、藤倉コンポジット株式会社の相談役です。なお、当社は藤倉コンポジット株式会社との間に製品販売等の取引関係がありますが、その金額は当連結売上高に対して1%未満です。
- ハ. 当事業年度における主な活動状況
- ・取締役会、監査役会及び監査等委員会への出席状況

	取締役会（13回）		監査役会（2回）		監査等委員会（6回）	
	出席回数(回)	出席率(%)	出席回数(回)	出席率(%)	出席回数(回)	出席率(%)
取締役 田中 治	12	92	—	—	—	—
取締役 長浜洋一	9	90	—	—	—	—
取締役 (監査等委員) 中 光好	12	92	2	100	6	100
取締役 (監査等委員) 渡邊 孝	12	92	2	100	6	100

(注) 1. 当社は、2019年6月27日開催の定時株主総会の決議により、同日付で監査等委員会設置会社へ移行しております。
2. 長浜洋一氏は、2019年6月27日開催の定時株主総会において取締役に選任されたため、対象となる取締役会は10回です。

ニ. 取締役会、監査役会及び監査等委員会における発言状況

- ・田中 治氏は、取締役会において、主に弁護士としての専門的見地からの助言・提言を行っております。
- ・長浜洋一氏は、取締役会において、主に経営者の見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
- ・中 光好氏は、取締役会、監査役会及び監査等委員会において、主に経営者の見地からの助言・提言を行っております。
- ・渡邊 孝氏は、取締役会、監査役会及び監査等委員会において、主に公認会計士としての専門的見地からの助言・提言を行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 会計監査人の報酬等の額

	支 払 額
① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	49百万円
② 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	49百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る報酬等の金額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
3. 当社の重要な子会社のうち、FUJIKURA KASEI (THAILAND) CO.,LTD.、上海藤倉化成塗料有限公司、RED SPOT PAINT & VARNISH CO.,INC.、Fujichem Sonneborn Ltdほか、計10社は当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有するものを含む。）の監査を受けております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社監査等委員会は、会計監査人について、法令違反その他公序良俗に反する行為があるなどの事実を確認したときはすみやかに、その内容を調査いたします。

その結果、監査継続が困難である、あるいは監査を行わせることが適当ではないと判断した場合は、法令に定める手続きに従い、解任または不再任の手続きをとることといたします。

また、会計監査人について、継続監査期間が長期に過ぎ監査体制が不十分であると判断され、あるいはより充実した監査体制を構築する必要があると判断した場合は、法令に定める手続きにより不再任とすることがあります。

6. 会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他当社及び子会社からなる当社グループ（以下当社と当社の子会社を「当社グループ」という）の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりです。

①当社グループの取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社グループは、コンプライアンス体制にかかる規程を制定し、取締役・使用人が法令及び定款を遵守した行動をとるための行動規範を定める。

その徹底を図るためコンプライアンス委員会を設け、グループ全社とのコンプライアンスの取り組みを横断的に統括する。

当社監査室は、コンプライアンス委員会と連携の上、コンプライアンスの状況を監査する。

これらの活動は、定期的に当社取締役会及び監査等委員会に報告される。

②当社グループの取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社グループは、法令・社内規程に基づき、文書等の保存を行う。

情報の管理については、情報セキュリティ及び個人情報保護に関する規程を定めて対応する。

③当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、環境・安全リスクについては、環境安全部が取得している環境マネジメントシステム、労働安全衛生マネジメントシステムに基づいて運営を行う。品質管理リスクについては、品質保証部が取得している品質マネジメントシステムに基づいて運営を行う。経理面については、各部門長による自律的な管理を基本としつつ、経理部が計数的管理を行う。

当社グループは、平時においてはリスク管理全体を統括する組織としてコンプライアンス委員会を設け、有事においては当社取締役社長を本部長とする「緊急対策本部」が統括して危機管理にあたる。

④当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、取締役会を、原則として毎月1回開催し、重要事項の決定並びに取締役の業務執行状況の監督を行う。

取締役会の機能をより強化し経営効率を向上させるため、常勤の取締役が出席する常務会を毎月1回、必要に応じ随時開催し、業務執行に関する基本的事項に係る意思決定を機動的に行う。

社長以下常勤の取締役(監査等委員である取締役を除く)及び経営幹部をメンバーとする事業幹部会議を月1回開催し、各年度の予算の進捗状況及び対処すべき課題につき検討を行う。

当社グループの業務の運営については、将来の事業環境を検討し、3年をサイクルとする中期経営計画及び各年度予算を立案し、グループ全社の目標を設定している。

**⑤当社の子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
その他の当社グループにおける業務の適正を確保するための体制**

当社は、当社グループ各社にコンプライアンス推進担当者を置くとともに管理部がグループ全体のコンプライアンスを統括する体制とする。

また、グループ共通の「藤倉化成グループ コンプライアンス・マニュアル」を策定するとともに、相談・通報体制の範囲をグループ全体とする。

子会社は社内規程に基づき、事業の執行状況、財務状況その他の重要な事項について、当社への定期的な報告をする。

⑥監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の当社の他の取締役(監査等委員である取締役を除く)からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する監査等委員会の指示の実効性に関する事項

監査等委員会が、その職務を補助すべき使用人の配置を求めたときは、必要な使用人を配置し、その使用人は、当社の取締役(監査等委員である取締役を除く)の指揮・命令を受けない使用人とする。

監査等委員会の職務を補助すべき使用人の人事については、監査等委員会の事前の同意を必要とする。

⑦当社グループの取締役、監査等委員及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制

当社グループの取締役、監査等委員及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実があることを発見したときは、法令に従い直ちに当社監査等委員会に報告する。

当社グループは、「ホットライン規程」を定め、グループ内部通報制度を整備する。当社グループの内部通報制度の担当部署は、当社グループの取締役及び使用人からの内部通報の状況について、定期的にかつ必要な場合は直ちに当社監査等委員会に報告する。「ホットライン規程」において通報者は、当該通報をしたこと自体による解雇その他の不利益な取扱いを受けないことを規定する。

当社グループの取締役及び使用人は、監査等委員会から職務執行に関する事項の報告を求められた場合は、すみやかに報告する。

⑧監査等委員の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理にかかる方針に関する事項

監査等委員の職務の執行に通常要する費用については、予算を設けてこれを支弁する。

監査等委員がその職務の執行について、当社に対し予算を超える費用等の請求をしたときは、当該請求に係る費用又は債務が監査等委員会の職務の執行に必要なないと明白に認められた場合を除き、すみやかに当該費用又は債務を処理する。

⑨その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員は、取締役会に出席し、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するほか、常勤監査等委員は、取締役会のほか重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため常務会などの重要な会議に出席するとともに稟議書その他の業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じ取締役又は使用人にその説明を求めることとする。

監査室は、監査等委員会との協議により監査等委員会の要望した事項の内部監査を実施し、その結果を監査等委員会に報告する。

監査等委員会は、当社の会計監査人から会計監査内容について説明を受けるとともに、情報の交換を行うなどの連携を図る。

⑩反社会的勢力排除に向けた体制

当社グループは、社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力に対しては、毅然とした姿勢で組織的に対応する。

また、反社会的勢力による不当要求事案等の発生時は、警察等関連機関とも連携して対応する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

①コンプライアンス体制

コンプライアンス体制の基礎として、コンプライアンスに関する行動規範等を定めた「藤倉化成グループの行動基準」の全役職員への周知を図っております。内部通報制度については、顧問弁護士を通報先を含むホットラインを設置し、さらに、通報者保護をホットライン規程に明記して運用しております。

また、コンプライアンス委員会を当事業年度において1回開催し、コンプライアンス推進活動の状況及び内部通報の内容・対応等につき担当部署から報告を行うとともに、コンプライアンスに関する教育を実施いたしました。

②取締役会の開催状況

取締役会を当事業年度においては13回開催し、法令等に定められた事項や経営の基本方針等、経営に関する重要事項を決定し、月次の業績の分析・対策・評価を検討するとともに、法令・定款等への適合性及び業務の適正性の観点から審議いたしました。

③監査等委員会の開催状況

監査等委員会を当事業年度においては8回（監査等委員会設置会社移行前の監査役会2回を含む。）開催し、監査方針、監査計画を協議決定し、常勤監査等委員による常務会などの重要な社内会議への出席、業務及び財産の状況の監査、取締役の職務執行の監査、法令・定款等への遵守について監査いたしました。

④財務報告に係る内部統制

監査室は、監査等委員会及び会計監査人とも連携を図り、策定した実施計画に基づき、財務報告に係る内部統制の評価並びに業務の適正性及び有用性について監査いたしました。

連結貸借対照表

(2020年3月31日現在)

資 産 の 部		負 債 及 び 純 資 産 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部	千円	負 債 の 部	千円
流 動 資 産	30,300,850	流 動 負 債	11,180,301
現金及び預金	13,323,573	支払手形及び買掛金	5,708,733
受取手形及び売掛金	10,561,996	短期借入金	2,580,808
商品及び製品	3,744,144	未払法人税等	274,296
仕掛品	55,568	未払費用	892,541
原材料及び貯蔵品	2,057,400	賞与引当金	593,386
その他	692,287	リース債務	84,972
貸倒引当金	△134,118	その他	1,045,565
固 定 資 産	20,513,331	固 定 負 債	3,247,433
有 形 固 定 資 産	13,806,432	退職給付に係る負債	2,561,236
建物及び構築物	5,130,048	長期未払金	116,133
機械装置及び運搬具	2,361,425	リース債務	191,872
工具、器具及び備品	922,760	繰延税金負債	111,788
土地	4,546,650	その他	266,404
リース資産	393,222	負 債 合 計	14,427,734
建設仮勘定	452,327	純 資 産 の 部	
無 形 固 定 資 産	1,195,577	株 主 資 本	33,183,617
ソフトウェア	237,816	資本金	5,352,121
その他	957,761	資本剰余金	5,040,199
投 資 其 他 の 資 産	5,511,322	利益剰余金	23,316,273
投資有価証券	2,196,572	自己株式	△524,976
長期貸付金	73,343	その他の包括利益累計額	527,881
繰延税金資産	741,990	その他有価証券評価差額金	153,425
その他	2,938,188	為替換算調整勘定	812,968
貸倒引当金	△438,771	退職給付に係る調整累計額	△438,512
資 産 合 計	50,814,181	非 支 配 株 主 持 分	2,674,949
		純 資 産 合 計	36,386,447
		負 債 及 び 純 資 産 合 計	50,814,181

連結損益計算書

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

科 目	金	額
	千円	千円
売上高		53,107,417
売上原価		37,910,512
売上総利益		15,196,905
販売費及び一般管理費		13,446,880
営業利益		1,750,025
営業外収益		
受取利息及び受取配当金	193,468	
賃貸料収入	74,024	
持分法投資利益	74,464	
その他	139,607	481,563
営業外費用		
支払利息	52,944	
為替差損	130,034	
その他	58,533	241,511
経常利益		1,990,077
税金等調整前当期純利益		1,990,077
法人税、住民税及び事業税	704,190	
法人税等調整額	△8,684	695,506
当期純利益		1,294,571
非支配株主に帰属する当期純利益		59,920
親会社株主に帰属する当期純利益		1,234,651

連結株主資本等変動計算書

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

[単位：千円]

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	5,352,121	5,040,199	22,590,889	△524,976	32,458,233
連 結 会 計 年 度 中 の 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△509,267		△509,267
親会社株主に帰属する当期純利益			1,234,651		1,234,651
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額(純額)					-
連結会計年度中の変動額合計	-	-	725,384	-	725,384
当 期 末 残 高	5,352,121	5,040,199	23,316,273	△524,976	33,183,617

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額				非支配株主持分	純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計		
当 期 首 残 高	372,825	843,794	△305,370	911,249	2,788,994	36,158,476
連 結 会 計 年 度 中 の 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当				-		△509,267
親会社株主に帰属する当期純利益				-		1,234,651
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額(純額)	△219,400	△30,826	△133,142	△383,368	△114,045	△497,413
連結会計年度中の変動額合計	△219,400	△30,826	△133,142	△383,368	△114,045	227,971
当 期 末 残 高	153,425	812,968	△438,512	527,881	2,674,949	36,386,447

連結注記表

(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

連結子会社の数 19社

主要な連結子会社の名称

フジケミ東京(株)

藤光樹脂(株)

RED SPOT PAINT & VARNISH CO.,INC.

(2) 主要な非連結子会社の名称等

主要な非連結子会社の名称

(株)中京ペイントサービス

FUJIKURA KASEI COATING INDIA PRIVATE LIMITED

連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は、いずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等はいずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除いております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の数及び主要な会社等の名称

持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の数 2社

主要な会社等の名称

RED SPOT KOREA INC.

PT. FUJIKURA KASEI INDONESIA

(2) 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社の名称等

主要な会社の名称

(非連結子会社)

(株)中京ペイントサービス

FUJIKURA KASEI COATING INDIA PRIVATE LIMITED

持分法を適用していない理由

持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除いております。

(3) 持分法の適用の手続について特に記載すべき事項

持分法適用会社のうち、決算日が連結決算日と異なる会社については、直近の事業年度に係る計算書類を使用しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうちRED SPOT PAINT & VARNISH CO.,INC.ほか計15社の決算日は、2019年12月31日です。連結計算書類の作成に当たっては、同決算日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

② たな卸資産の評価基準及び評価方法

当社及び連結子会社は、主として総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）により算定しております。

③ デリバティブの評価方法

連結子会社は、時価法を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

当社及び国内連結子会社は、機械装置については、定額法、その他の有形固定資産については、定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

在外連結子会社は定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は、下記のとおりです。

建物及び構築物 3～50年

機械装置及び運搬具 4～10年

工具、器具及び備品 3～5年

② 無形固定資産

当社及び連結子会社は、定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（主として5年）に基づいております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

当社及び連結子会社は、債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

当社及び連結子会社は、従業員賞与の支払いに備えるため、将来の支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。

(4) その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

① 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

② 退職給付に係る負債の計上基準

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異は、主として各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として3年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理をしております。

(会計方針の変更)

(国際財務報告基準第16号「リース」の適用)

国際財務報告基準（IFRS）を適用している在外連結子会社において、当連結会計年度からIFRS第16号「リース」を適用し、借手の会計処理として原則すべてのリースについて連結計算書類に資産及び負債として計上しております。当該会計基準の適用にあたっては、経過的な取扱いに従って、リース債務は、適用開始日現在の借手の追加借入利率を用いて割り引いた現在価値で測定しており、使用权資産はリース債務と同額を計上する方法を採用しております。

なお、当該会計基準の適用が連結計算書類に及ぼす影響は軽微です。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額	22,805,633千円
2. 受取手形裏書高	42,611千円
3. 保証債務	
連結子会社以外の会社の金融機関からの借入に対し、以下の債務保証を行っております。	
東北藤光㈱	80,000千円
4. 担保資産及び担保付債務	
担保に供している資産は、次のとおりです。	
建物及び構築物	25,860千円
土地	47,649千円
計	73,509千円
担保付債務は、次のとおりです。	
短期借入金	1,035,320千円

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当期首株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数
発行済株式				
普通株式	32,716,878株	－株	－株	32,716,878株
合計	32,716,878株	－株	－株	32,716,878株
自己株式				
普通株式	887,714株	－株	－株	887,714株
合計	887,714株	－株	－株	887,714株

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	配当の原資	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2019年6月27日 定時株主総会	普通株式	254,633千円	利益剰余金	8円	2019年3月31日	2019年6月28日
2019年11月8日 取締役会	普通株式	254,633千円	利益剰余金	8円	2019年9月30日	2019年12月3日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの次のとおり、決議を予定しております。

決議	株式の種類	配当金の総額	配当の原資	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2020年6月26日 定時株主総会	普通株式	254,633千円	利益剰余金	8円	2020年3月31日	2020年6月29日

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

デリバティブ取引の執行・管理については取締役会決議で承認された取引権限及び取引限度額等に従い、実需の範囲で行うこととしております。

2. 金融商品の時価等に係る事項

2020年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額(*1)	時 価 (* 1)	差 額
(1) 現金及び預金	13,323,573	13,323,573	—
(2) 受取手形及び売掛金	10,561,996	10,561,996	—
(3) 投資有価証券			
其他有価証券	1,066,558	1,066,558	—
(4) 支払手形及び買掛金	(5,708,733)	(5,708,733)	—
(5) 短期借入金	(2,580,808)	(2,580,808)	—
(6) デリバティブ取引 (* 2)	(2,291)	(2,291)	—

(* 1) 負債に計上されているものについては、()で示しております。

(* 2) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法及びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金及び預金、並びに(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

(4) 支払手形及び買掛金、並びに(5) 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(6) デリバティブ取引

期末の時価は先物相場または、取引先金融機関より提示された価格によっております。

(注2) 非上場株式(連結貸借対照表計上額55,976千円)は市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3) 投資有価証券 其他有価証券」には含めておりません。

(賃貸等不動産に関する注記)

当社グループにおいては賃貸等不動産の重要性が乏しいため、開示を省略しております。

(1株当たり情報に関する注記)

- | | |
|---------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 1,059円14銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 38円79銭 |

なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

(注) 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりです。

親会社株主に帰属する当期純利益	1,234,651千円
普通株主に帰属しない金額	－千円
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益	1,234,651千円
期中平均株式数	31,829,164株

貸借対照表

(2020年3月31日現在)

資 産 の 部		負 債 及 び 純 資 産 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
千円		千円	
流 動 資 産	13,103,768	流 動 負 債	3,908,084
現金及び預金	4,395,391	支払手形	263,372
受取手形	1,997,698	買掛金	2,018,915
売掛金	3,979,773	リース債務	20,098
短期貸付金	3,043	未払金	412,841
商品及び製品	1,705,776	未払法人税等	94,387
仕掛品	34,181	未払費用	314,283
原材料及び貯蔵品	866,008	賞与引当金	440,866
前払費用	76,866	設備関係支払手形	302,623
その他の流動資産	45,032	その他の流動負債	40,697
固 定 資 産	15,300,668	固 定 負 債	1,886,318
有 形 固 定 資 産	7,232,687	リース債務	35,983
建物	1,831,393	退職給付引当金	1,604,016
構築物	216,694	資産除去債務	60,281
機械及び装置	1,012,031	その他の固定負債	186,039
車両運搬具	5,196		
工具、器具及び備品	434,775	負 債 合 計	5,794,402
土地	3,344,441	純 資 産 の 部	
リース資産	51,533	株 主 資 本	22,457,173
建設仮勘定	336,623	資 本 金	5,352,121
無 形 固 定 資 産	119,345	資 本 剰 余 金	5,040,199
ソフトウェア	119,345	資本準備金	5,039,624
投 資 其 他 の 資 産	7,948,635	その他資本剰余金	575
関係会社株式	5,602,255	利 益 剰 余 金	12,589,829
関係会社出資金	474,319	利益準備金	237,023
投資有価証券	961,869	その他利益剰余金	12,352,806
長期貸付金	67,121	別途積立金	474,000
繰延税金資産	643,001	繰越利益剰余金	11,878,806
敷金	141,149	自 己 株 式	△524,976
その他の投資	63,322	評価・換算差額等	152,862
貸倒引当金	△4,400	その他有価証券評価差額金	152,862
資 産 合 計	28,404,436	純 資 産 合 計	22,610,034
		負 債 及 び 純 資 産 合 計	28,404,436

損益計算書

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

科 目	金 額	金 額
	千円	千円
売上高		18,201,426
売上原価		11,904,835
売上総利益		6,296,591
販売費及び一般管理費		5,575,859
営業利益		720,732
営業外収益		
受取利息及び受取配当金	897,057	
雑収入	99,498	996,555
営業外費用		
支払利息	350	
雑支出	25,692	26,042
経常利益		1,691,245
税引前当期純利益		1,691,245
法人税、住民税及び事業税	264,354	
法人税等調整額	△17,100	247,254
当期純利益		1,443,992

株主資本等変動計算書

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本									
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金				自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計		
						別 途 積 立 金	繰越利益剰余金			
当 期 首 残 高	5,352,121	5,039,624	575	5,040,199	237,023	474,000	10,944,081	11,655,104	△524,976	21,522,448
当 期 変 動 額										
剰余金の配当				-			△509,267	△509,267		△509,267
当期純利益				-			1,443,992	1,443,992		1,443,992
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)				-				-		-
当期変動額合計	-	-	-	-	-	-	934,725	934,725	-	934,725
当 期 末 残 高	5,352,121	5,039,624	575	5,040,199	237,023	474,000	11,878,806	12,589,829	△524,976	22,457,173

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	評 価 ・ 換 算 差 額 等	
当 期 首 残 高	373,964	373,964	21,896,412
当 期 変 動 額			
剰余金の配当		-	△509,267
当期純利益		-	1,443,992
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	△221,103	△221,103	△221,103
当期変動額合計	△221,103	△221,103	713,622
当 期 末 残 高	152,862	152,862	22,610,034

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

- (1) 子会社株式及び関連会社株式
移動平均法による原価法を採用しております。

(2) その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

2. たな卸資産の評価基準及び評価方法

(1) たな卸資産

総平均法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)により算定しております。

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

機械及び装置については定額法、その他の有形固定資産については、定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は、下記のとおりです。

建物	3～50年
機械及び装置	8年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員賞与の支払いに備えるため、将来の支給見込額のうち当期の負担額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、計上しております。

数理計算上の差異は、各事業年度における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（3年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理しております。

5. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類における会計処理方法と異なっております。

(2) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

(貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額	17,025,521千円
2. 関係会社に対する金銭債権	
短期金銭債権	2,128,437千円
長期金銭債権	49,000千円
3. 関係会社に対する金銭債務	
短期金銭債務	192,040千円
4. 債務保証	
次の関係会社については、金融機関からの借入に対し、以下の債務保証を行っております。	
RED SPOT PAINT & VARNISH CO.,INC.	598,455千円
Fujichem Sonneborn Ltd	1,133,475千円

(損益計算書に関する注記)

1. 関係会社との取引高	
売上高	6,073,950千円
仕入高	1,485,204千円
営業取引以外の取引高	880,216千円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当期首株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数
自己株式				
普通株式	887,714株	—	—	887,714株

(税効果会計に関する注記)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

繰延税金資産	
社会保険料	20,518千円
賞与引当金	134,993千円
未払事業税	20,586千円
退職給付引当金	491,150千円
長期未払金	3,564千円
資産除去債務	18,458千円
たな卸資産評価損	14,152千円
投資有価証券評価損	15,788千円
会員権評価損	19,151千円
関係会社株式評価損	1,296,721千円
減損損失	31,435千円
その他	29,728千円
繰延税金資産 小計	<u>2,096,244千円</u>
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	－千円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	<u>△1,388,967千円</u>
評価性引当額 小計	<u>△1,388,967千円</u>
繰延税金資産 合計	<u>707,277千円</u>
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	62,900千円
その他	1,376千円
繰延税金負債 合計	<u>64,276千円</u>
繰延税金資産の純額	<u>643,001千円</u>

(関連当事者との取引に関する注記)

1. 子会社及び関連会社等

属性	会社等の名称	事業の内容	議決権等の 所有割合	関係内容	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	フジケミ東京(株)	塗料販売	直接 100.0%	当社主要販売先及び代理店、役員兼任あり	当社が製品を販売	3,457,564	売掛金 受取手形	319,530 575,954
子会社	フジケミ近畿(株)	塗料販売	直接 100.0%	当社主要販売先及び代理店、役員兼任あり	当社が製品を販売	1,579,576	売掛金 受取手形	215,831 458,000
子会社	フジケミカル(株)	塗料販売	直接 100.0%	当社主要販売先及び代理店、役員兼任あり	当社が製品を販売	669,403	売掛金 受取手形	82,596 353,168
子会社	RED SPOT PAINT & VARNISH CO.,INC.	コーティング 材製造、販売	間接 100.0%	債務保証、 役員兼任あり	債務保証	598,455	-	-
子会社	Fujichem Sonneborn Ltd	コーティング 材製造、販売	直接 100.0%	債務保証、 役員兼任あり	債務保証	1,133,475	-	-

(注) 1. 関連当事者との取引金額はすべて消費税等抜きとなっておりますが、期末残高には、消費税等が含まれております。

2. 製品の販売については、市場価格、総原価を勘案して当社希望価格を提示し、每期価格交渉の上、一般的取引条件と同様に決定しております。

3. 当社はRED SPOT PAINT & VARNISH CO.,INC.及びFujichem Sonneborn Ltdの金融機関からの借入に対して債務保証を行っております。

(1株当たり情報に関する注記)

(1) 1株当たり純資産額	710円36銭
(2) 1株当たり当期純利益	45円37銭

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年5月15日

藤倉化成株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 米村 仁志 ㊟

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 表 晃靖 ㊟

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、藤倉化成株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、藤倉化成株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年5月15日

藤倉化成株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 米村 仁志 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 表 晃靖 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、藤倉化成株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第109期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第109期事業年度における取締役の職務の執行について監査しました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。
また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思の疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月15日

藤倉化成株式会社 監査等委員会

監査等委員（常勤） 西 須 祐 三 ㊟

監査等委員 中 光 好 ㊟

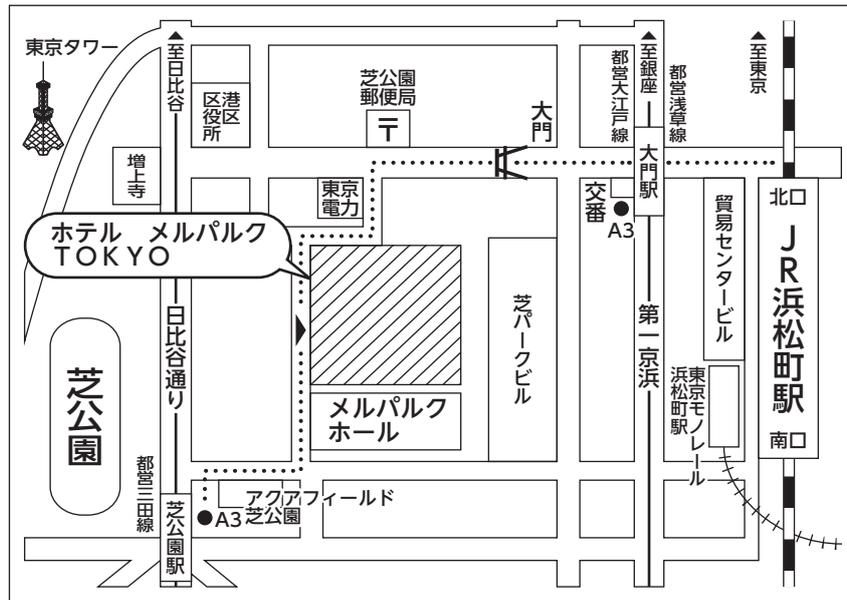
監査等委員 渡 邊 孝 ㊟

(注) 監査等委員中光好及び渡邊孝は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

メ モ 欄

株主総会会場ご案内図



ホテル メルパーク TOKYO

5階「瑞雲 (ZUIUN)」

東京都港区芝公園二丁目5番20号

電話 03 (3433) 7211

電車のご案内

- 都営地下鉄三田線「芝公園」駅 (A3出口) から徒歩2分
- 都営地下鉄浅草線・大江戸線「大門」駅 (A3出口) から徒歩4分
- JR山手線・京浜東北線「浜松町」駅 (北口) から徒歩8分
- 東京モノレール「浜松町」駅 (北口) から徒歩8分



見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。